

# 第1回 食品容器包装のリサイクルに関する懇談会

平成25年11月18日（月）

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課

午後2時59分 開会

○長野室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回食品容器包装リサイクルに関する懇談会を開催させていただきます。

私、座長が決まるまで司会を務めさせていただきます事務局の食品産業環境対策室長、長野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、明日、中環審、産構審の合同会合がある前日の大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本懇談会の開催趣旨ということでございますけれども、容器包装リサイクル法は、前回の改正法の施行から5年が経過したというところでございまして、現在、法律の施行状況の点検時期を迎えております。このため、現在、容器包装リサイクル法の制度所管官庁でございます経済産業省と環境省におきまして、9月から産構審の産業技術環境分科会廃棄物リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループと中環審の循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会の合同会合を開催いたしまして、審議を開催しているところでございます。

農林水産省といたしましても、食品産業などの業を所管する省庁といたしまして、本法の主務大臣となっているところでございまして、本法に関係する皆様方にご参考いただき、共通認識の醸成とともに意見や課題を整理するために食料産業局長の私的な諮問機関といたしまして、本懇談会を開催させていただくものでございます。

では、本会合の開催に当たりまして、農林水産省食料産業局の山下局長からご挨拶申し上げます。

○山下局長 食料産業局長の山下と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様、オブザーバーの方、本日はお忙しいところ、本懇談会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日の懇談会のテーマであります容器包装リサイクル法は、ご案内のとおり、平成7年に循環型社会の形成の先駆けとして成立した個別リサイクル法でございます。さまざまな方々が参画して成り立っている制度でございまして、その制度の運営、皆様方のリデュースやリサイクル推進への日々のご尽力に感謝申し上げる次第でございます。

法の成立から、はや18年が経過したわけですが、その間の容器包装リサイクル制度をめぐる状況について見ますと、埋め立て処分場の延命化ですとか、一般廃棄物の減少、リサイクル率の向上などの効果は出てきていると思っております。先ほども長野のほうからございましたが、平成20年の改正法の施行から5年が経過したことから、法の施行状況の点検を行うために、本年9月から産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合におきまして審議が始まったところでございます。

食品産業を所管いたします農林水産省といたしましても、関係者の皆様方の共通の理解の醸成を図るとともに、食品の容器包装の観点から容器包装リサイクル制度の施行状況の点検や課題整理を行うためにこの懇談会を設けさせていただいたところでございます。

家庭から排出される容器包装のうち食品の容器包装は半分を占めているということで、食品の容器包装のリデュース、リサイクルをいかにうまく推進していくかについて、この懇談会で現場の実情などを伺いながら検討していきたいと考えております。

容器包装リサイクル制度は、さまざまなお立場の方がいらっしゃることから、さまざまな意見が出てくると思います。将来に向けまして、循環型社会を形成していくという共通の大きな目標に向かって、建設的かつ忌憚のないご意見やお知恵を出していただき、この懇談会がよりよい容器包装リサイクル制度の構築に資することができればと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいた

します。

会の始まりに当たりまして、簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○長野室長 それでは、メディアの方、冒頭のカメラ撮りはこちらまでということでご理解いただければと思います。

続きまして、ご出席の委員とオブザーバーの方々をご紹介させていただきます。

初回でございますので、簡単に、時間が限られている中でございますので、1人1分程度で簡単に自己紹介等をお願いできれば幸いでございます。五十音順でご紹介させていただきます。

まず、川崎市の廃棄物政策担当課長でございます足利谷幸一様でございます。

○足利谷委員 川崎市環境局廃棄物政策担当課長をしております足利谷と申します。どうぞよろしくお願いします。

短めにということもございますけれども、本市、容り法絡みで申しますと、やっと今年の9月にプラの分別収集が全市に拡大したと。23年3月から一部地域で行っておったのですが、なかなか全市に拡大できずにいたところ、今年の9月からようやく始めて、まだ3カ月目といったところでございます。この機会にいろいろと勉強させていただくために参加しております。よろしくお願ひいたします。

○長野室長 ありがとうございます。

続きまして、神戸大学大学院の教授でいらっしゃいます石川雅紀先生。

○石川委員 神戸大学の石川と申します。

容器包装リサイクル法との絡みでいいますと、私自身は1990年代からいろいろなリサイクルのことをやっていまして、見直しの審議だとか、いろいろなところでかかわってきました。前回の見直しのときは懇談会をやったわけですけれども、そのときから今の変化というと、一つは、自分で学識だけでなく、NPOをつくって、容器包装ごみの発生抑制をやる立場も始めたというのが一つと、それからJICAのプロジェクトに加わりまして、中国で都市廃棄物政策、国家レベルの政策に関与するという意味ではJICAでも例外的なプロジェクトなんですけれども、そちらにかかわり合うようになりました。そういう意味では中国政府に対して、中国版の容り法とか、もうちょっと幅広くEPR制度を中国でどう考えるべきかというようなことをこれから今年と来年やっていくようなことになりました。そういう意味では、前回懇談会で議論したようなことが私自身にとって大変糧になっておりまして感謝しています。今回も期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○長野室長 ありがとうございます。

続きまして、東村山市のごみ減量推進課長、榎本文洋様でございます。

○榎本委員 皆さん、こんにちは。東村山市のごみ減量推進課の課長をしております榎本といいます。

当市は、今、川崎市様のほうからもお話をありがとうございましたが、平成19年1月から容器包装プラスチックに関しては分別収集を始めおります。それで、基礎的自治体にとって、ごみの収集ですとか、リサイクルということは、最もベーシックな仕事というふうなことが言われております。ですから、毎日毎日、私は現場に出たりして、市民の方々のご意見とか、そういうものを日々聞いておりますので、そういう意見ですとか、考えがこちらのほうに反映できればと思っておりますので、是非よろしくお願ひしたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○長野室長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の理事で環境委員長でいらっしゃいます大石美奈子様です。

○大石委員 大石と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は消費者の代表でもある消費生活アドバイザーで、消費者と行政とか事業者を結ぶ役割をしております。容リ法についていろいろ勉強して自分なりに少しあわかつてきましたところではあるんですけども、消費者が真っさらで捉えた容リ法への思いというのを是非持ち続けながら、いろいろ意見交換させていただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○長野室長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人全国清涼飲料工業会相談役でいらっしゃいます大平惇様です。

○大平委員 大平です。今ご紹介いただいた仕事以外にペットボトルのリサイクル推進協議会の顧問もさせていただいております。

実は前回の懇談会のときも委員をさせていただきまして、恐らく容リ法とのかかわりがここにいらっしゃる方々の中で一番古いのかもしれません。容リ法ができる前、法案の段階からです。失礼しました石川先生がもっと古いですね。

○長野室長 続きまして、一般社団法人食品産業センター環境委員会委員長でいらっしゃいます梶井剛様です。

○梶井委員 食品産業センターの梶井でございます。

食品産業は、非常に裾野の広いというか、幅の広い業界でございまして、なかなかまとまることが少なかったのですが、この3年ほど容リ法の検証に当たって、環境委員会を中心に勉強会をずっと開催しております、検討してまいりました。今日は少しお時間を頂戴して、私どもが考えた考え方をちょっとまとめてみましたので、発表させていただくような機会をいただいております。是非皆さんからご意見を頂戴して、いろいろとまた我々も参考にさせていただければというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○長野室長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会環境委員会の委員長でいらっしゃいます片山裕司様です。

○片山委員 こんにちは。フランチャイズチェーン協会環境委員会の委員長をしておりますローソンの片山でございます。当協会は、コンビニエンスストアにつきましては国内11社、それから外食、ファストフード、小売サービスを中心にフランチャイズチェーンの本部が加盟している協会でございます。

食品の容器包装は、中食を中心に扱うコンビニを含め、必要不可欠のものでございますので、ここはいろいろとご意見をいただきながら、よりよいリサイクルができればいいなと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○長野室長 続きまして、新日鐵住金株式会社資源化推進室長でいらっしゃいます亀井浩一様です。

○亀井委員 新日鐵住金の亀井でございます。

今の仕事は、今年の4月から実施させていただいております。あと、鉄連のほうでも廃プラスチック等の有効利用タスクフォースというやつがありまして、そこの委員長のほうをさせていただいております。鉄鋼業の中でやはりコークス炉だとか、高炉といったような既存の生産設備を利用して、廃プラスチック類をいかに有効活用していくかという点でいろいろ意見を述べさせていただき

たいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

○長野室長 続きまして、東京大学大学院教授でいらっしゃいます平尾雅彦先生です。

○平尾委員 東京大学の平尾でございます。

容器包装リサイクルについては、何年かお手伝いさせていただきましたが、この懇談会には初めて参加させていただきます。どちらかというと大きい委員会でないところで、より深い議論ができるることを楽しみしております。ここは食品のことについて深く議論できると思うのですが、やはり素材のプラスチックや紙をつくっているところ、そして食品を守ったり、運んだり、情報提供するというような広い意味での包装の役割というところまで含めた議論ができればいいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○長野室長 続きまして、日本生活協同組合連合会環境事業推進室長でいらっしゃいます二村睦子様です。

○二村委員 日本生協連の二村と申します。よろしくお願ひいたします。

生活協同組合の連合会ということで、プライベートブランドをつくる、そういう立場と、それから流通事業をやっている立場と、それから組合員さんたちの集まり、消費者の集まりといういろいろな側面がございまして、いつもいろいろな全国の会員生協さんといろいろな議論をしておりますので、少しでもお役に立てるようなインプットができればというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○長野室長 続きまして、秋田エコプラッシュ株式会社専務取締役でいらっしゃいます本田大作様です。

○本田委員 秋田エコプラッシュの本田と申します。

秋田は非常に過疎な地域でありますけれども、人口が少なくても市町村、県、非常に熱心にリサイクルしようとしていますので、そういった地方でもやりやすい回収システムなどもいろいろ検討していただきたいということと、あとは材料リサイクルもまだまだ疑問点とか、課題点とか、誤解を受けている場合も多いと思いますので、そのあたりしっかりと説明していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○長野室長 続きまして、東洋製罐株式会社環境部長でいらっしゃいます三富暁人様です。

○三富委員 東洋製罐の三富でございます。

当社は各素材、さまざまな容器の提供をしておりますけども、100年を迎えることになりました。今後とも100年、200年と当社は容器を提供し続けることで社会に貢献しているということがありますので、安心・安全な容器をお届けできるようにここでも勉強しながら努めたいと思います。よろしくお願ひします。

○長野室長 続きまして、日本チェーンストア協会環境委員会委員でございます百瀬則子様です。

○百瀬委員 チェーンストア協会環境委員の百瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

日本チェーンストア協会は、スーパーマーケットを中心にしてチェーン展開している企業の集まりです。スーパーマーケットは、セルフサービスで商品をお客様が自ら棚や冷蔵庫、冷凍庫からとて、かごに入れて、レジに行って精算するという、そういうシステムです。ですから、ほとんどの商品が容器包装に入れて売られています。購入した商品を家庭を持って帰って、中身を食べたり使ったりした後の容器包装は、みんなごみになるわけです。そういう容器包装を使いながら商売をしているのですから、使用済み容器包装の店頭回収をしてリサイクルしたり、それから容器包装ができるだけ使わない、もしくは環境設計をして、環境負荷の低減を図りたいということを会員企業は実

施しています。ですから、できれば今度の法改正で店頭回収リサイクルの合法化、それから環境設計をしながら、商品開発をしていくメーカーや、もしくはプライベート商品の取り組みを会員企業ともどもやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、消費者への啓発活動もスーパー・マーケットの役割です。おかげさまでスーパー・マーケットにマイバッグ、かご、風呂敷を持っての買い物が一般的になってまいりました。そういうことも含めて、容器包装のリデュースも含めた3Rを進めていくチェーンストア協会でございます。よろしくお願ひいたします。

○長野室長 続きまして、一般社団法人日本フードサービス協会環境委員会副委員長でいらっしゃいます渡邊次郎様です。

○渡邊委員 フードサービス協会の渡邊でございます。よろしくお願ひいたします。個人的には、モスフードサービスのほうでCSRを担当しております。

日本フードサービス協会と申しますのは、会員社が今445社で市場規模のおよそ4分の1、6兆400億円ぐらいの売り上げをカバーしている業界であります、一方で、70数万軒のお店で市場を分け合うという意味では、1軒1軒のお店は、それこそ3,000万円に満たないぐらいの小規模の多種多様なものの集まりということで、非常にリサイクルが進めにくいという側面もありますが、できるところから少しづつリサイクルにも貢献していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○長野室長 続きまして、本懇談会にオブザーバーとして参加いただいております公益財団法人日本容器包装リサイクル協会代表理事専務の小山博敬様です。

○小山オブザーバー 皆様、こんにちは。日本容器包装リサイクル協会の小山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私ども日ごろより皆様に大変お世話になっておりまして、またご協力いただきしております、大変ありがとうございます。

私ども協会といたしましては、一番大切なことは、確実に再商品化の仕事をするということでございます。このような機会をいただきましたので、是非、再商品化の効率が上がるようなお話をすると大変助かると期待しております。また、第2回の合同審議会の席では、日本容器包装リサイクル協会の現状についてプレゼンテーションさせていただきまして、そのときに出了質問が全てプラスチックということで、是非プラスチックにつきましても、この会議の中で取り上げていただきまして、さらに前進することを期待しております。よろしくお願ひいたします。

○長野室長 ありがとうございます。

ほかに委員の方で織先生と鬼沢様が若干遅れておられるということで、到着次第、ご紹介差し上げたいと思います。

次に、農林水産省の出席者でございますが、先ほどご挨拶させていただきました食料産業局長の山下でございます。

隣が局次長の三浦でございます。

そして、こちらがバイオマス循環資源課長の谷村でございます。

お手元に座席表をお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。

大変申し訳ないのですが、局長は別の公務が入っております、ここで退席させていただきます。引き続きお手元の資料の確認をさせていただきます。

座席表をめくっていただくと、議事次第がございます。議事次第の下のほうに配付資料一覧を付けてございますが、資料1といたしまして、本懇談会の委員等名簿、資料2といたしまして、懇談

会の設置要領、資料3といたしまして、本懇談会の議事の進め方の案、資料4といたしまして、カラーの資料になりますけれども、容器包装リサイクル法の施行状況についてという横向きの資料、資料5といたしまして、合同会合の審議状況1枚でございます。そして、資料6といたしまして、本日、食品産業センター様の資料ということで、「食品製造業の目指すところ」というカラーの資料でございます。また、参考資料といたしまして、前回の懇談会の取りまとめの資料をお配りさせていただいております。もし資料の不足がございましたらお申しつけいただければと思います。よろしいでしょうか。

また、委員の先生方、お手元にこのようなファイルをお配りさせていただいておりまして、これは産構審と中環審の合同会合でのこれまでの資料を一応全部綴じておりますので、適宜ご参照いただきながらご審議いただければと思っております。

なお、本日の資料につきましては、原則全て公開ということをさせていただきたいと思っております。また、懇談会終了後には、先生方の発言者名を示しました議事録を作成いたしまして、皆様にご確認いただいてご了解いただいた上で、当省のホームページで公表させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料2の本懇談会設置要領の第3に基づきまして、委員の互選で座長を選任するというふうにされておりますので、座長選任に入りたいと思いますが、どなたか立候補、またご推薦等はございますでしょうか。

大平先生。

○大平委員 石川先生にお願いすることを提案いたします。

○長野室長 ほかにどなたか。

では、石川先生という声がございましたが、委員の皆様方、石川委員に座長にご就任いただくということでおよろしいでしょうか。

(拍 手)

○長野室長 ありがとうございます。

では、ご本人にも確認します。座長ということでよろしいでしょうか。

○石川委員 はい、務めさせていただきます。

○長野室長 こちら座長席になりますので、ご移動いただきまして、その間、今、鬼沢委員がご到着されましたので、鬼沢様に1人1分で自己紹介をよろしくお願ひいたします。

○鬼沢委員 鬼沢です。遅れまして大変申しわけありません。

持続可能な社会をつくる元気ネットというNPOで活動しております、全国各地の地域の環境の活動、まちづくりの活動の事例を全国に発信していくことを主な事業にしております。よろしくお願ひいたします。

○長野室長 ありがとうございます。

それでは、座長は石川委員ということで、続きまして座長代理の選任に入りたいと思います。設置要領の第3によりまして、座長代理は委員のうちから座長が指名することができるとしておりますけれども、座長、ご指名はございますでしょうか。

○石川座長 座長としては、中立の立場の方がよろしいかと思いますので、経験の長い織先生がよろしいかというふうに思っております。ちょっといらっしゃらなくて、申しわけないですけども。

○長野室長 織先生到着次第、ご了承いただけるか、またご確認したいと思います。ありがとうございます。

それでは、座長と暫定的に座長代理が決定いたしたということで、ただいまから座長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○石川座長 どうもありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、本日の懇談会の議事の進め方なんですが、まず最初に資料3の懇談会の議事の進め方について、事務局から説明していただきたいと思います。それから、2番目は容リ法の施行状況、それから合同審議会のほうでどういう審議が行われているか、このあたりを頭の中に入れていただいて、それから梶井委員からご説明いただけるということですので、それを3番目にお願いしたいと思います。

それでは、まず事務局から資料3の説明をお願いいたします。

○長野室長 それでは、お手元資料の資料3という1枚紙をご説明させていただきます。

本懇談会の議事の進め方（案）ということでございまして、まず基本的的理念といたしまして、容器包装リサイクル制度、容リ制度というふうに省略いたしますが、これは皆様方も先ほどからご案内のとおり、消費者、生活者、また自治体、容器包装利用事業者、そしてそれを製造する事業者、再生を行うリサイクルの事業者など、大変幅広いさまざまな関係者の参画のもとで成り立っているという制度でございます。

それぞれの立場によって、それぞれ考え方や利害が異なるということでございまして、本懇談会は非常に人数も少ないということをございまして、より皆様の相互理解を深めて、各委員がそれぞれの立場に対する理解を深めながら、建設的な意見交換を行っていただければと考えております。その際、社会全体としての環境負荷の低減でございますとか、社会的なコストの最小化、また循環型社会の形成や制度の公平性、透明性といった共通の評価軸によりまして、現行の容リ制度に関する課題等について、多様な意見を出し合っていただき、よりよい容リ制度の構築に資するための議論を進めていただければということを考えております。

また、2番目といたしまして、具体的な議事の進め方でございますが、現在、産構審及び中環審の合同会合で容リ法に関する議論が始まっています。そして、向こうのほうの審議の状況でございますが、本年中は関係者からのヒアリングを実施されるということでございまして、このような中、私どもの懇談会のほうも合同会合の審議状況をよく踏まえていくということが大切ではないかというふうに考えておりまして、それを踏まえた中での議論を行うということで、余りたくさん決まっていなくて申しわけないんですけど、当面の基本的なスケジュールは以下のとおりということで、本日、第1回の懇談会ということで、全般的な施行状況、また食品産業における容器包装の削減の取り組み状況等について説明、質疑をしたいと考えております。

また、第2回の懇談会ですが、これは年内12月26日、押し迫っているところで申しわけございませんが、26日を予定しておりますけれども、その中で容リ制度に関する全般の課題や論点について先生方にフリーディスカッションをいただければというふうに考えております。

また、年明け以降につきましては、合同会合のほうの日程もまだということでございますので、そちらの審議状況を見つつ、月1回程度開催してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○石川座長 どうもありがとうございました。

この懇談会は、合同審議会とは違っています、人数がかなり絞っていますので、実際に委員同士の間で討論することができる。また、そこに期待するところが非常に大きいというところであります。

ります。一方で、容リ制度というのは、恐らくリサイクル個別法の中で一番複雑でステークホルダーが多くて、ややこしいので、局所的な議論を始めると全体が多分わからなくなる傾向がちょっと懸念されます。

そういう意味で私自身は基本的理念のところに書いてある、特に評価軸ですね、環境負荷の低減や社会的コストの最小化であるとか、循環型社会の形成や制度の公平性とか、透明性、このあたりを共通認識として持っておくことが非常に重要じゃないかなというふうに思っております。そういう意味で事務局からこれはご提案させていただいているんですけども、ご質問だと、この点に関して何かご意見、ご発言ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

鬼沢委員、お願ひします。

○鬼沢委員 今、先生からご紹介がありました、この委員同士でも議論を交わすというのは、今、開かれている委員会では非常に人数が多いため、とてもそういうことはできないので、私としては中途半端で消化できないで終わっているのですが、ここで議論を交わして、いろいろ話し合いをしたもののはどんな形で生かされるのでしょうか。

○長野室長 私ども考えておりますのは、今回、先生方、全体で17名お願ひしておりますけれども、そのうちの8名の方々は向こうの合同会合の団体の代表の方も含めまして委員として議論に参加いただいているということでございますので、是非こちらの中での議論なり、整理を踏まえて、合同会合にも臨んでいただければありがたいと思っておりますし、また合同会議の進捗状況を見ながら、適切なタイミングで私どもの意見、懇談会としての意見を取りまとめて反映できるように準備していきたいというふうに考えております。

○石川座長 よろしいでしょうか。ほかにご意見ござりますか。

大平委員、お願ひします。

○大平委員 先生おっしゃったように、室長もおっしゃったように、いろいろなステークホルダーが多い法律なので、必ずしも意見が一致しないのは当然だと思います、利害が相反する面もあって。そこで、前に石川先生がある会合、研究会を主催されたときに、みんなが一致する部分はこれ、一致しない部分はこれという整理の仕方をされたのが非常に明快でよかったです。

ただ、お願ひしたいのは、もう一つ踏み込んで、一致しない部分について、一致しない意見について、科学的にどちらが正しいか証明できるものがないか、それを例えればこの懇談会から外にどこかに委託して、調査してもらうとか、その辺までいって、意見は違っているけど、客観的に調べてみると、こっちのほうが正しそうだというところまでいければいいなと、無理でしょうけど、そんなふうにお願いしたいと思います。

○石川座長 ありがとうございます。前回の懇談会でそれをやったんですよね、たしか。最初からみんなが賛成というふうに簡単にいくはずがないのはわかっていたので、どこまでが一致しているかというのをたしか一番最初は私がメモをつくって、案としてお出しして、毎回、前回のはこれでいいですかというのをたしか続けたような記憶があります。途中から事務局が手伝ってくれて、準備してくれるようになりました。今回もそうしましょうか。ちょっと煩雑ではありますけれども、事前にちょっと見ていただいて、一致したというところの文章と、それから一致しない部分はもう一步踏み込めば、逆にいうと事務局とかが整理するよりも、当事者が書いたほうがいいのかもしれないんですね。そういう意味じゃないというところで、ここは違うんだというものがもしお書きいただけたなら、一致しない点はここから先ということで、それはそれぞれの当事者に書いていただいてもいいんじゃないかというふうに思います。いかがでしょうか、この点は。これは議論のや

り方というのに近いですか。

じゃあご賛同いただいたと思いますので、そういうふうにやらせていただきたいと思います。

ほかの点はいかがでしょうか。具体的な議事の進め方も含めましてですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、資料3、原則的にお認めいただきました。もう少し具体的な提案をいただきまして、毎回議論になった点、どこが一致したか、そしてまた一致しない点に関しては、事務局でも用意しますが、それぞれ討論された方のほうでここからは私の意見であるというふうなことは書いていただけるとありがたいというふうに思います。

それでは、資料4及び5について説明をお願いいたします。

○長野室長 資料4について、時間が限られておりますので、大変駆け足になるかと思いますが、簡単にご説明させていただきたいと思います。

資料4、1ページおめくりください。

皆さんご案内かと思いますが、おさらいをいたしまして、容器包装リサイクル制度の概要ということでございます。平成7年6月に公布されまして、9年4月から施行が始まっておりまして、12年に完全施行している容器包装リサイクル法でございます。この中で消費者が分別排出をいたしまして、それを市町村が分別収集いたします。そして、容器包装を製造したり、利用する事業者が再商品化（リサイクル）するということで、それぞれがそういう役割分担をするという制度がこの制度の根幹でございます。

再商品化義務の履行に当たりましては、自主回収ルートでございますとか、独自ルートという場合を除きまして、事業者は、指定法人である容器包装リサイクル協会に再商品化費用を支払うということで再商品化義務を果たしておられます。また、市町村が分別収集いたしました容器包装は、容リ協会との間で引き取り契約を締結し、容リ協会が入札を実施して、リサイクラーを決めて、その再商品化事業者へ市町村から引き渡しがされると、そういう流れでございます。

また、平成18年改正によりまして、社会全体でリサイクルの合理化、効率化に取り組んでいくということで、事業者が市町村に資金を拠出する資金拠出制度が創設されております。容器包装の流れと資金の流れということが、若干複雑ではございますが、図示されております。

続きまして、2ページでございます。

再商品化の方法ということでございまして、多様な容器包装があるわけでございますけれども、本法律の中で再商品化の義務の対象となっておりますのは、ガラス瓶、ペットボトル、紙製容器包装、白色トレー等を含みますプラスチック製容器包装の4区分でございます。それぞれ例えばガラス瓶ですとカレット化でございますとか、ペットボトルですとペレット化等、また紙製容器包装ですと製紙原料に選別されて燃料化されるなど、またプラスチック製容器包装につきましては、材料リサイクル（マテリアルリサイクル）、ケミカルリサイクル、熱回収といった形でそれぞれ再商品化の工程を経まして、再商品化製品として、右側の例にございますようにリサイクルがされているということでございます。

また、その他の食品の容器包装をいたしまして、スチール缶でございますとか、アルミ缶、牛乳パックなどの飲料用の紙パック、また段ボールもございますが、こちらは別の対象にはなっておりますが、その後、有償、または無償で引き取られることが全国的に明らかでございますということで、再商品化義務の対象外となっております。

続きまして、3ページをおめくりください。

前回の改正のポイントということでございます。前回の改正では、特に発生抑制ということで、

リデュースの推進というところに力が置かれておりまして、基本方針に排出の発生抑制の促進であったり、容器包装廃棄物排出抑制推進員制度といった制度を創設されております。また、特に小売事業者のレジ袋等の包装の抑制措置ということで、定期報告の義務化などがなされております。また、リサイクルの合理化に貢献した市町村へ事業者の資金拠出制度というものが創設されたり、ただ乗り事業者対策ということで、事業者間の公平の確保ということで罰金の強化というところがなされております。

この法律が18年6月に成立いたしまして、12月から一部施行されておりますが、20年4月に完全施行ということでございまして、その施行から5年経過した時点で新法の点検をするというふうにされていることで、現在皆様にご審議をいただいているところでございます。

続きまして、4ページでございます。

容リ法の効果と検証ということで、いろいろな観点から本容リ法を見ていきたいというふうに思います。一般廃棄物の減量と処分場の延命というところでございますが、容器包装リサイクル法が完全施行された平成12年をピークに一般廃棄物の発生量は順次減少しております。平成23年では、量にしまして約4,500万トン、1日の1人当たりの量といたしますと975グラムということで、1キロを切ってきております。また、それに伴いまして最終処分場の残余年数というのも年々延びてきておりまして、平成23年で19.4年ということでございます。自治体において、最終処分場を確保するというのは非常に難しいという中で、容リ制度というのは一定の効果があったものと考えられます。

続きまして、5ページでございます。

容器包装廃棄物の状況ということでございまして、容リ法は一般廃棄物、家庭のごみの中の容積比といたしまして、容器包装が6割を占めていた中で策定されました。現在、平成24年度で53.9%ということで、6割程度から5割まで減少しているというところでございます。

また、6ページにまいりますが、リサイクルの推進ということで、一般廃棄物が減少している中ではございますが、近年、リサイクル、総資源化量ということは平成23年度で930万トン、またリサイクル率は20.4%と近年は横ばいでございますが、リサイクル率は上昇傾向にあるということでございます。

また、各事業者さんは、自主行動計画ということで、それぞれの素材に応じて、リサイクル率であったり、回収率等の目標を立てて、それに向けて着実にリサイクル率等の向上に取り組んでいたいているという状況でございます。

続きまして、7ページになります。

市町村による分別収集の進展ということで、先ほど川崎市さん、東村山市さんのはうからもございましたけれども、分別収集に取り組む市町村の割合は、全ての品目において、右側のグラフですけれども、上昇しております、増加していると。その中でペットボトルや缶というものは9割を超えておりますが、紙製の容器包装は35.2%、プラスチック製の容器包装は74.2%ということで、そのほかのものに比べると低く、近年、収集率も横ばいというところが見てとれるかと思います。

続きまして、8ページでございます。

プラスチックのリサイクルの現状ということでございます。先ほど容リ協会の小山専務からもございましたが、プラスチックについて、2ページほど整理させていただいております。特定事業者のはうが負担しておりますプラスチック製の容器包装につきまして、再商品化の委託単価、毎年決められますが、これにつきましては平成19年度以降、低下の傾向にございます。一方、材料リサイ

クルは平成25年度で6万6,000円と一番高いという状況でございます。

また、指定法人である容器包装リサイクル協会への委託数量は、右上のグラフになりますが、順次増加しております。このオレンジの部分がプラスチックでございまして、約6割がプラスチックの数量というふうに考えられます。

また、右下の委託料の業種別の構成比でございますが、当懇談会で関係しております食料品の製造業でございますとか、飲料製造業で大体再商品化委託料の約半分を占めているという状況で、これにまた小売業のほうも加わってくるという状況でございまして、この懇談会にかかる部分が大変多くを負担している状況でございます。

続きまして、9ページでございます。

現行の入札制度等の中では、プラスチック容器包装のリサイクルに当たっては、プラスチックを原材料として再生利用していこうという、それが望ましいという観点から、最大50%まで材料リサイクル（マテリアルリサイクル）を優先しております。平成25年度の落札量では、マテリアル材料が36万トン、ケミカルが32万トンということで、半分ぐらいずつとなっているということで、また熱回収も認められてはございますが、緊急避難的な位置づけということで実績はございません。

また、右上の図でございますが、プラスチック製の容器包装のリサイクルでは、現在、材料リサイクルのうちの50%ぐらい、またケミカルリサイクルのうちでも11から29%はそれぞれ残渣として残っているということでございまして、それぞれRPF化や焼却をして、エネルギー回収に使われているという状況でございます。

本件は、規制改革会議でも議論されておりまして、本年6月に閣議決定された規制改革実施計画におきましては、来年度に結論を得ることとして、入札制度を含めまして、プラスチック製容器包装の再商品化のあり方を根本から再検討するということが決定されております。

続きまして、10ページでございます。

こちらはペットボトルのリサイクルの現状ということで整理させていただいております。ペットボトルにつきましては、以前は逆有償ということでございましたが、例えば色を統一に透明にするとか、またラベルを剥がしやすくするといったような事業者の皆様のご努力もございまして、品質、回収量ともに向上してきておりまして、平成18年度から有償ということで、売れるものになってきておりまして、再商品化費用は大きく減少している状況でございます。

一方、容リ協会で引き取っている量と市町村が分別収集しているという量の差がございまして、市町村のほうで独自に処理いただいている部分が拡大していると考えられます。近年は横ばいということでございますが、約30万トンが海外に輸出されているのではないかというふうに考えられております。この処理について、税金で集めたペットボトルでございますが、市民への情報提供をしていないという市町村が環境省の調査で約4割と言われております。

続きまして、11ページでございます。

こちらはまた後ほど食品産業センターのほうから詳しくご説明があるかと思いますけれども、特定事業者におきましては、素材ごとにリデュースの目標を定めるなど、取り組みを着実に推進しているところでございます。例えばペットボトルでは、液量というか、ジュースとか、飲料の販売量は増えておりますけれども、容器の利用量というのは増えていないということで、リデュースを着実にやっていただいているという成果だと思っております。

また、軽量化でございますとか、過剰包装を改善する取り組みというのも、いろいろな研究開発を進めていただいておりまして、ヤマサ醤油のパウチタイプの鮮度を逃がさないボトルでございま

すとか、またプラスチック製の容器を軽量化する山崎製パンさんの取り組み、また単一素材にするということで、直接印刷するというような環境配慮設計でございますとか、プラスチックと紙を分けやすくするというようなリサイクルに適した、リサイクルしやすい環境設計というところも事業者の皆さんの努力で進められてきているところでございます。

続きまして、12ページでございますけれども、これは他主体との連携等によります排出抑制・自主回収の取り組みということで、先ほど石川先生や百瀬委員からもご紹介がございましたけれども、生活者とメーカー・流通等が協働して、容器包装のリデュースを目指すという取り組みが各地で展開されております。石川先生も神戸大学でかかわっておられます「ごみじやぱん」の減装（へらそう）ショッピングでございますとか、松戸市では婦人会と協力して集団回収といったような多様な回収ということを連携して展開されているところでございます。

また、スーパーの店頭でペットボトル、白色トレー、牛乳パックといったようなものは店頭回収されているということで、生活者が買い物のついでにきれいにした容器包装を持ってきてくださるということで、非常に品質がよく高度なリサイクルが可能な回収方法になっているということでございます。

続きまして、13ページでございます。

食品容器包装に求められる機能ということでございます。もちろん容器包装ということでございまして、物を販売する上では必要不可欠なものでございますけれども、特に食品の容器包装には、近年高まっております食の安全・安心の観点から、他の容器包装以上に基準が厳しくなっているところでございます。食品衛生法やそれに基づく規格基準、業界の自主基準等により、食品に使用できる容器包装というのは定められております。それ以外のものは使えないということでございまして、こういった中で厳格に管理して、食の安全・安心を確保しているところでございます。

このような中、複数素材を組み合わせることで、内容物、食品の安全を確保しながら、容器包装もリデュースするというような取り組みということも進んでいるところでございます。

また、次に説明いたしますが、内容物、食品のロスというのが現在社会的な課題となってきておりまして、内容物のロスのほうが環境負荷が大きいというところでございまして、そことのバランスというのを考えていくことが必要であろうというふうに考えております。

続きまして、14ページが日本の食品ロスの現状ということでございます。全体として、食品の廃棄物というのが約2割、1,700万トンがですね、食用のうちの約2割が廃棄物として出ておりますが、もちろんこの中には食べられない部分というのも含まれております。現在、食品リサイクル法におきまして、発生抑制ということに取り組んでいただいておりますが、本来食べられるのにもかかわらず、廃棄されている食品ロスというのが年間500から800万トンあるというふうに推計されておりまして、リデュース、食品ロスのほうから、食べられるものを捨てるということからなくしていこうということで取り組みを始めております。

特に世界の飢餓人口が今、約9億人いるという中で、世界的なレポートで農作物の3分の1が廃棄されているというようなデータもございまして、この食品のロスの削減というのは世界的にも現在緊急に取り組むべき社会的課題というふうにされているところでございます。

15ページでございますが、既に皆様ご案内のことかと存じますが、食品の容器包装にかかる環境負荷と食品の内容物をつくるのにかかる環境負荷というのを比較した一例を右上に載せてございます。

一つのやり方ということで、例としてご紹介させていただきますけれども、食品の中身のほうが、

フィルムをつくるものよりも非常に環境負荷が高いということで、野菜の場合だと100分の1、100倍程度違ってくるということで、むしろ環境負荷をかけてつくられた中身のほうをよりきちんと食べるほうに向けていくということが社会全体としての環境負荷削減に寄与するのではないかというふうに考えておりまして、今、政府といたしましても、日本も「もったいない」という国でございまして、官民挙げて「NO-FOODLOSS PROJECT」というのを関係省庁とも連携して進めていくということでございます。

その中で食品容器を高機能化するということ、賞味期限を延長したり、流通途上のロスを減らすというようなところに事業者は取り組んでいただいているところでございまして、リサイクルの適性から考えますと、材料リサイクルの場合、単一素材が望ましいというところもあると思いますが、内容物のロス削減のために例えば左下にございますような酸素の吸収層を入れるような多層化でございますとか、右側のポリプロピレンの新しい複合素材化といったようなところも、それによって食品ロスが削減されるという効果があるということでございます。

最後になりますが、16ページでございます。

バイオマスプラスチックの利用推進ということで、現状をご説明させていただきます。バイオマスプラスチックは、日本の温室効果ガスの排出量の算出に当たりまして、その焼却時に発生するCO<sub>2</sub>を日本の量から控除できるようになっております。そのため石油系の資源を代替することで、地球温暖化防止に非常に有効であるということが認められております。近年、技術開発が進んでおりまして、ポリ乳酸だけではなくて、石油由来のポリエチレンやペットと同様の品質、加工適性を持ったり、リサイクル適性を持っておりますバイオポリエチレンやバイオペットというのもも実用化されてきているところでございまして、食品産業の皆様にもレジ袋でございますとか、ペットボトルといったようなものに活用されてきております。価格は、だんだん低下してきているものの、石油由来のプラスチックから比べると1.5倍程度はかかるということで、現在、コスト面に課題があるということでございます。

以上、大変簡単ではございましたけれども、現在、食品産業をめぐる容器包装リサイクル法についての状況ということでございます。

続いて、資料5でございます。

簡単にまとめてございますけれども、産構審、中環審の合同会議の審議状況ということでございまして、第1回の会合が9月19日に始まっております。こちらもこの資料とは全く同じではございませんが、もっと大きい容器包装リサイクル法の施行状況というところが事務局からご説明がございまして、また事業者のほうでも3Rに係る取り組み状況というところが説明されたのが第1回会合で、第2回以降、各ステークホルダーの皆さんからヒアリングが始まっておりまして、2回目は、そちらにございます4団体、3回目の10月29日には市町村等を中心に6団体のヒアリングが済んでいる状況でございます。

明日は、また3R推進団体のヒアリングがあるというふうに伺っております、また12月5日、12月19日と第5回、第6回会合でも、ヒアリングが続けて行われるということでございまして、現時点におきましては、一般的な状況説明が終わった中、関係者のそれぞれのヒアリングがなされているという状況でございます。

以上、簡単でございましたが、すみません、失礼いたします。

○石川座長 ありがとうございます。

それでは、ご説明いただきました資料の4と5について、ご質問とか、ご意見ございましたらい

ただきたいと思います。いかがでしょうか。

大平委員、どうぞ。

○大平委員 食品ロスというところについて、ちょっと意味を明確にしてほしいと思うのですが、食品がロスになった場合には廃棄物となって、その結果、環境負荷を与えるということは、これは当然なんですが、そうじやない意味もあると思って、それを含めているのかどうかということをお尋ねしたいんです。

何かといいますと、ロスが出ないように容器包装を的確に設計することによって、ロスとなったであろう食品の製造にかかる環境負荷を避けることができる。したがって、ロスを減らすということは、そういうロスを避けることによる環境負荷のセービングになると。そういうところまで含めた意味なのかどうかということ、もしそうであれば、もっと容器包装の持つ意味、環境負荷を低減する意味というのは大きいと思うんですね。

ある文献を読んでいたら、中身をつくるための環境負荷というのは、物によりますけども、容器をつくる環境負荷の数倍ぐらいの環境負荷がかかっている。ロスを避ければ、その分避けられるわけですよね。というところまで意味されているのかどうかということが質問です。

○長野室長 まさに15ページの右側の上のLIMEのものにつきましては、中身、野菜でございますけれども、野菜をつくるということに容器包装、フィルムをつくるのに関する環境負荷の100倍ぐらいの環境負荷がかかっているというところでございまして、もしこれが廃棄されるという場合は、環境負荷という部分が非常に地球に悪いということになりますので、私どもとしましては、ロス削減によって、まさにいろいろな環境負荷、トータルで考えていきたいというふうに考えておりますので、大平さんの言ったようなロス削減による環境負荷、中身をちゃんと食べることによる環境負荷低減といったところも、それを容器包装でやっていくというところについても重要な点だというふうに考えております。

○石川座長 大平さん、よろしいですか。今のでよろしいですね。

このお話は多分フレームとしてはLCAの話かなと思いますので、何かちょっとむちゃ振りで申しわけないのですが、平尾先生、何かコメントございませんか。

○平尾委員 私自身、この研究発表を聞いてはいないので、十分に理解しているわけではありませんが、恐らく想像するにLCA学会でLIMEを使われるような形でやられた範囲では、今、大平委員が指摘したような部分を含んだ計算をされているのではないかと想像されます。

一方、ちょっと勝手につけ加えますと、縦軸がWTP (Willingness to pay) という形で統合化された経済的な価値に換算したものなので、100倍という比較をどう判断するかは単純ではありません。これに近いイメージを持っていることは構わないと思うのですけれども、100倍というのだけがひとり歩きしないほうがいいと感じました。

○石川座長 ありがとうございました。恐らくこれは次回以降議論していくと、一つの重要な論点に多分なるんだろうなというふうに思います。私もちょっと一言言わせていただくと、これも混乱しやすいところだと思うんですね。というのは、この研究は私も読んでいないので、よくわからないんですけども、中身をつくるために発生した環境負荷が、容器包装をつくったり、包装したりという行為に対して圧倒的に、きっと食品の場合は多い、それはそのとおり事実だと思うんですね。

ただ、問題は、ここで議論しなきゃいけないのは、容器包装を例えれば改良するとか、例えれば倍の重さにしたらロスが減るのかというふうなところが重要な点なんだろうと思います。というのは、

食品ロスは大きく見ると、長野室長のお話にあったとおり、グローバルに見ると、とんでもないことが行われている。これを何とかしないといけないのですが、区別しなきやいけないのは、日本のようなO E C D諸国、先進国で起こっている食品ロスと、それから途上国で起こっている食品ロスは、私はメカニズムが多分全く違っていて、途上国で起こっている食品ロス、これに関しては容器包装の技術だとか、ロジスティクス関係の投資であるとか、技術が非常に貢献するだろうというふうに思います。そういう意味では、そういう国では今使っていないような容器包装であるとか、インフラ投資をすることで、随分改善されるんだと思うんですけども、じゃあ同じことが先進国で言えるかというと、これは違うんじゃないかなと思うんですね。

というのは、先進国で起こっている食品ロスは、典型的には農水省さんがやられている3分の1ルールの問題であるとか、返品とか、それからもうちょっと言うと生産者側の問題か、消費者側の問題か、これは議論する必要がありますが、鮮度がいいものを食べたいということがあるので、容器包装技術を開発して投資すれば、賞味期限なり、消費期限は延ばせると思いますよ、それは延ばせるんだと思うのですが、それにマーケットがあるのか、売れるのか、それから、延びたらロスが減るのか、消費者の冷蔵庫の中にあったりする未開封のものが捨てられるようなことが期限が延びたら減るのかというのを、私はかなり疑問に思う。さらにどの程度減るかというのは、確からしい評価は難しいだろうなというような気もするんですね。そういう意味ではその辺が随分違うんだということを頭に入れて議論することが必要ではないかなというふうに思います。これは私のコメントです。

ほかに何かございますでしょうか。

百瀬委員、その次に本田委員、お願いします。

○百瀬委員 日本チェーンストア協会の百瀬でございます。

先ほどの資料で容器包装の再製品化の義務から外れているものが、ガラス、金属や紙製品ですが、それは多分「専ら物」と言われる要するに資源として扱われる所以、これはごみではないという判断だと思いますが、今やペットボトルも同じように扱われています。ただ、ペットボトルがプラスチックというペット樹脂でできているということで、現在、廃プラスチックという扱いで、なかなか店頭回収を資源化するところでも、いろいろ制約されている部分がありま。なぜ再商品化義務がないものもあるものがあり、それは一体どういうところで決まったのかというのを一回議論していただければと存じます。

それから、もう一つは、最後のページにバイオマスプラスチックがありました。プラスチックの中でも石油由来のものと植物由来のものがありますが、これをわざわざここで出してきたということで、バイオマスプラスチック製容器包装を石油由来プラスチックと区別して扱われることを期待します。容器包装リサイクル法の中に低炭素社会への構築ということが全く触れられないまま十何年も経ってしまったのですが、容器包装リサイクル法の中には非とも環境負荷の少ない容器包装の使用推進を図ることも入れていただきたい。プラスチックとはいっても、ペットボトルのような再生資源としての価値があるものと、それから低炭素社会につながっていくバイオマスプラスチックと、それからその他のものがあります。是非ともそういう環境負荷を低減する、今後伸ばしていくものにつきましては、何らかの区別をした取り扱いにしていただけると、環境配慮設計が進むのではないかと思います。そのあたりも議論していただければと思います。その中で特に平尾先生がCO<sub>2</sub>の発生の問題なども科学的に出していただければと思いますので、お願ひいたします。

以上です。

○石川座長 どうもまた非常に大変な宿題が平尾先生のところに行っちゃいましたけど、百瀬委員からのご質問は大変大事なところがあると思います。まず一つは、廃掃法とのインターフェースのところですよね。それから、最初ガラスびんとおっしゃいましたが、ガラスびんは義務がかかるつでありますから、金属缶と飲料用紙製容器ですよね、それについて外れている理由、これは長野室長からお答えいただいて、あとペットボトルが今、有償というか、有価物、そういう意味では金属缶とか、紙パックと同じなんだけれども、違っているというのはなぜかというのをちょっとご整理いただいて、それからもう一つは、これは別な話だと思いますが、バイオマスプラスチックに関連して、バイオマスプラスチックというのは個別の話ですけれども、要は法律の目的として、低炭素社会に向かうと、温暖化ガスの排出を削減しようという話との関連がどうなっているのかと、やや混乱しやすそうな点だと思いますので、長野室長からお答えいただきたいと思います。

○長野室長 アルミ缶、スチール缶と牛乳パックといったような原材料にアルミニウムが利用されていない飲料用の紙パックと段ボールというのは、今、再商品化義務が外れております。これは容器包装リサイクル法を制定した当時から、この4つにつきましては、分別はしますが、再商品化の義務はないということでございまして、その理由でございますが、分別収集をした段階で、有償、または無償で取引されることが全国的に明らかであると。当時、きちんとしたリサイクルシステム、再商品化システムがつくられていて、そのようなことから再商品化義務をわざわざかける必要はないということで整理されているということでございます。

ですので、その当時の整理からしますと、ペットボトルにつきましては、例えば平成12年でございますと、まだ逆有償であったというところもございまして、その後、皆さんのご努力で資源化がどんどん進んでいるというところではございますが、現時点においては、まだそこまでの整理がされていないというところで、ペットボトルについて義務化を外すというところには至っていないというところかと思います。

バイオマスプラスチックのCO<sub>2</sub>の扱いにつきましてですけど、16ページの左側に書いてございますので、2012年7月に日本におきましても、バイオマスプラスチックを焼却した際にCO<sub>2</sub>がカーボンニュートラルであるということで、その焼却時のCO<sub>2</sub>につきまして、日本の排出量ですね、廃プラスチック焼却時の排出量から引きましょうと、控除できますよという方法論が2012年7月にできたということで、これだけの量をバイオマスプラスチックを使って燃やしたであろうと言われる量ということで、実際の使用量よりも少ないですが、証明できるのがこれぐらいだということで、これについて控除されるということで、焼却した場合のCO<sub>2</sub>からの控除の仕方というところが現在日本におきましてはきちんと国際的にも認められて、CO<sub>2</sub>を控除すると、減らしてインベントリーに登録できるというふうになっていると聞いています。

現在の容器包装リサイクル法の第1条にございます目的規定は、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするということで、ちょっと地球環境といったような視点は現時点では含まれていないというふうに考えられるところでございます。

○石川座長 どうもありがとうございました。百瀬委員のおっしゃることはよくわかるというのか、別に反対する人はいないんだと思うんですけども、法律の中でいうと、容リ法の中では、容リ法自体は低炭素社会に日本が移っていくんだというところに位置づけられていないんですね。廃棄物処分場を使うのをなるべく減らしましょうという、延命させようということと、それから使える資源をなるべく使いましょうというのが目的になっています。そういう意味ではCO<sub>2</sub>を減らすため

にバイオマスプラスチックの普及をするというふうな政策は、別な政策の中である話になっているはずです。

ですから、容リ法の中で例えばバイオマスプラスチックについて特別な扱いをして、普及を図ろうという話は、容リ法の中では位置づけにくいという話になるんだと思うんですね。ほかの法律で低炭素社会に向かう施策が幾つもあると思うのですが、そちらで補助金なり何なりをやるべきだというふうな、法律の構造からいくとそういうふうになっているんじゃないかなというのが私の理解なんです。

○百瀬委員 容器包装リサイクル法の目的の中に容器包装そのものが環境負荷の低減なものにしていくというのは入らないのでしょうか。是非とも今後はそういったところも入れてほしいと思います。要するに3Rの中でリデュース、それはもちろんできるだけ使わないようにしようというところです。あと、リサイクル、リユースもありますが、もう一つ、容器包装を使わなければならぬ製品があり、容器包装の役割は、商品を守ることであったり、衛生面のことだったりします。その時にどんな素材を使うのか、どんな形状のものを使うのかということに対する工夫、使い終わった後の再資源化しやすい、などの環境設計を進めるために研究開発を進めていくべきだと思います。

何か容器包装リサイクル法の中で一番大きな課題が、使い終わった後、どうしようというところなのですが、そもそも消費生活に必要な容器包装を環境負荷の少ないものにしていくための施策もこの法律の目的に入れるべきではないでしょうか。この法律そのものの目的というものをもう一回、今の情勢に合ったもの、もしくはこれから将来に向かっていくものに見直していただければと考えます。

○石川座長 そのご意見はわかりやすくて、そのとおりだと思います。私が説明したのは、今の法律の目的はそうなっていないから、そこを整理していくと、そうなっているということなので、この懇談会は見直しに向けて何を議論するかというのは次のステップで議論するわけですけれども、そういう意味で今、百瀬委員のご提案された目的そのものを見直すというのは、非常に重い重要な論点だと思いますから、是非議論させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、本田委員、お願いします。

○本田委員 9ページのところでございますけども、2点ございます。

1点目が、容器包装の再商品化手法では、材料で50%、ケミカルで11から29%を残渣として処理と書いてあるのですが、中環審と産構審の第2回の会合でもちょっと議論があったと思うのですが、ちょっと時間がなくて発言できなかつたのですが、材料リサイクルの他工程利用プラというものが、私の記憶では平成19年から単純焼却とか、埋め立て処分は禁止になっていまして、現状は全て熱回収及びサーマルリサイクルが義務づけられていますので、そういう意味では処理というと、半分捨てて、価値がないものだというような誤解をいつも与えてしまっているというところが1点あります。

それから、あともう1点のほうなんんですけども、これは規制改革会議で4月に私もプレゼンテーションさせていただいたんですけども、法の見直しの中で再商品化製品の定義というところが、容リ法が他のリサイクル法よりも早くできたということもあって、最終利用のところまでではなくて、中間製品で再商品化されたとみなされている点がいろいろ誤解を生んでいる部分がございます。

例えばガス化であれば、COとH<sub>2</sub>のガスが50%以上含まれれば、その時点で再商品化されたことになっていますので、その後、100%熱回収しても、それは良しとされているというような状況になっていますので、このあたりを今回の規制改革会議に対応して、農水省のほうの委員会で何ら

かのアクションをされるのかどうかというのはちょっと議論いただきたいという点と、あとプラスチック製品というピンクのところに書いてありますけども、ここもケミカルのところは、コークス炉化学原料化は恐らくポリスチレンになっているでしょうし、ガス化のところは一部の会社がアクリルニトリルとかやっているというふうに報告を受けているのですが、果たしてそのパーセンテージがなっているかどうかというのは、科学的に立証していかなきやいけない部分になろうと思いませんので、このあたりも深い議論が必要かなというふうに考えています。

以上です。

○石川座長 どうもありがとうございました。また、この点、本田委員の提起された問題点も非常に重要な点なんだろうなというふうに思います。再商品化とか、再資源化といったときに、エンドポイントであるとか、概念の定義、それからこれは多分ほかの個別リサイクル法とも関連がある話で、全く同じでないといけないかというと、それは別問題なのですが、違うなら違うできちっと説明ができないといけないのだろうと思います。

さらに、もう少し個別な話になっちゃいますが、ガス化の場合の事例をご説明いただきまして、大変わかりやすい事例かと思います。そういうところも含めて、必要があれば、このメンバーの中で足りない、人数少ないですから、足りない可能性は論点によってはよくあると思いますが、その場合は特別によくご存じの方をお招きして、深く議論ができればというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、ほかの方いかがでしょうか。

亀井委員。

○亀井委員 10ページのペットボトルのリサイクルの中で、約30万トンを海外輸出されているということなんですけども、我々鉄鋼業から見ても、何というもったいないことをしとるんだというふうに思いまして、これが国内利用にうまく回っていない理由というか、そういう背景があれば教えていただきたいのですが。

○長野室長 伺っておりますのは、海外に輸出したほうが高いということだというふうに、特に中国等でペットの需要がいろいろなところで高くあるという中で、国内よりも向こうのほうで高く取引されるというようなところで、輸出のほうを志向されているということだというふうに、ちょっと細かいところまではわからぬのでございますが、そのように伺っております。

○石川座長 いかがですか、よろしいですか。

○亀井委員 多分そうじゃないかなと思ったんですけど、有償になった途端、価格競争というか、社会コスト低減を最優先するような形になっていて、逆に逆有償の世界は、例えば材料リサイクル、ケミカルリサイクルの価格が非常に高いと私も思うんですけども、そのところが自由競争でなく、制約された競争であると。この辺がどうもある断面でペットボトルも逆有償から有償になった世界で、がらっとそこへ変わってきていて、本当に国内の消費者を含めて自治体で一生懸命分別管理して、それをみすみすコストだけの面で輸出するのかというのが非常にですね、本当にこんなことでいいのかなというふうにちょっと感じるものですから、ご質問させていただきました。

○石川座長 ありがとうございます。これも大事な点のような気がします。ペットボトルで特異的に起こる話なんですけれども、法律を普通に読んでいくと、自治体は分別収集、もしこのシステムに入るのであれば、分別収集システムを整備して、住民が分別して、自治体は集めなさいというふうになっているわけですけれども、それが輸出されるというのは余り想定していなかったはずなんですね。そのこと自体をどう評価するかというのが、けしからんという立場もあれば、税金の効率

的な利用というんですかね、容リ協会に渡しちゃったら、入らない収入が入りますから、住民からいえば、少しはましなのかかもしれません。ただ、一方で、そのこと自体が、そういうふうなことが行われているということ自体、住民が知っているのかというと、知らない状態でやっている、ここはちょっと割り切れないような気もする。これはかなりいろいろな論点、視点があるものだと思います。これもきっちりとした整理が要るんじゃないかなというふうに思います。ありがとうございます。

織先生が来られたので。いらっしゃらないときに勝手にお願いしたのですが、座長代理をお願いしたいんですけれども。

○織委員 私でよければ受けさせていただきます。

○石川座長 それでは、また突然なんですが、皆さん1分間自己紹介をやっているので、織先生も是非。

○織委員 関東学院大学の織でございます。専門は、環境法と行政法をやっております。

容リに関しては、容器包装リサイクル法制定当時の議論から産構審の委員としてかかわらせていただいておりますので、今回、改正審議も最初からかかわらせていただくことになっておりますので、そういう意味では結構経緯をよく知っている者の一人なのではないかなというふうに思っております。

産構審、中環審の委員をさせていただいて、今回、初めて農水のほうということなんですけれども、同じような委員会が幾つもあってもしようがないなというのが正直思うところなので、こちらでは食品容器包装というところにターゲットを絞っているということなので、農水ならではのデータですか、容器が食品を守るための機能として、どこが覆せないところで、どこが守らなくてはいけない一線なのかというあたりが、やっぱりほかの委員会ではなかなかデータが出てこないところなんですね。

食品保存機能みたいなものというのと、リサイクルのところのせめぎ合いみたいなところを、この委員会のところで、できればいろいろデータをいただきながら、食品業界の方とお話しする機会も余りないですでの、その辺の率直なご意見なんかを聞きながら、またそういったものをどうやって消費者に伝えていくのか、そういう議論の場になればいいかなと思っています。石川先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

○石川座長 どうもありがとうございます。

それでは、資料4と5、いかがでしょう。

三富委員、どうぞ。

○三富委員 13ページのところで2つ、質問ではなくてお願いということになるかと思います。

これから容リ法の見直しということなんですけども、容リ法ですから、やはり容器に対する正確な認識といいますか、特性であったり、性質ですね、これから高度な再商品化手法とか、その価値という議論が出てくるかと思うのですが、ここが皆さんバラバラだと、違った変な意見になってしまう。なかなか技術的な話になると、難しいところまでいかないまでも、特にプラスチック関係はどのような性質とか特性がある、リサイクルのできた価値がどうなるというところを一回共通認識化した上でこの議論は進めていったほうが無駄がないのではないかというふうに考えますので、そういう場を設けていただきたいということ。

もう一つ、容器屋としてのお願いは、13ページのほうにあります保護性というところに化学物質安定性とか、遮断性、こういったものは賞味期限や衛生性、それから先ほどの食品ロスにつながる

ようなお話をございます。

もう一つ、忘れられそうなのは、物理的強度というのが真ん中にございますけども、例えば容器設計の中でリデュースを考えた場合、これは容器単体で考えるというよりも、やはり物流とか、そういうものの輸送強度というのがありますと、それに対してどの程度の強度を設計するかというふうに考えるわけですね。そうしますと、日本はすばらしく流通にても優しく、20年前はそこそこ乱暴、ラフなところもあったんですけど、最近ではすばらしいと思います。しかしながら、これ以上進めるとなると、その辺をさらに進化させていかないと難しいのではないかと。そういう意味で主体間の協力という面で容器製造業者、それから各種ステークホルダーが一緒になってリデュースを進めるといったような観点からの議題を設けていただけないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○石川座長 ありがとうございました。また大事な論点をご提案いただいたかというふうに思います。既に次回予定していたフリーディスカッションでは、本当にフリーにディスカッションして、どういうことを議論するのかということを、皆さんどういうふうに思っておられるのかというのを共有したかったんですけど、既にこの時間、その部分にかなり入っているような気もします。そういう意味では、今日はこれから梶井委員にご説明いただくんすけれども、プラスチックに集中してでしょうかね、容器の機能ということの知識を共有するという意味でのご講義をいただくといふんでしょうかね、ご説明いただく、これは三富さんにお願いしてよろしいですか。どなたがいいのかというと。どなたか適当な方で結構なんすけれども、一度プレゼンいただくのはいいですね。それはまた事務局と相談して、設けさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

大石委員。

○大石委員 ありがとうございます。先ほどちょっと自己紹介のときにも述べさせていただいたのですが、いろいろ容り法を学んで、かかわってきた中で、消費者が最初に持つ印象と実際は内容が違うということをいろいろ感じています。まず容器包装の、特にプラスチックをリサイクルするという話の時に、なぜ容器包装以外のものは同じプラスチックなのにリサイクルに出してはいけないのだろうかということが大きな疑問でした。なので、これは容り法の外の問題になるとは思うのですけれども、そもそも資源を大切にするというのであれば、なぜそこで容器包装だけになるのかが消費者として大きな疑問であったということを是非知りていただきたいなと思います。

それから、さらにマテリアルリサイクルとか、サーマルリサイクルの内容ですが、先ほどの本田委員のお話にもありましたが、どこの段階までリサイクルされればリサイクルしていると呼んでいいのか。消費者は、マテリアルリサイクルされていると聞けば、実際に何か品物になって使われているのだと思ってしまう。例えば、家電ではプラスチックをリサイクルして、この部分に使っていますよというものが実際にあるわけですから、容り法の場合であっても、プラスチックをリサイクルしているということなら、それはきっと品物になって使われているに違いないと思ってしまう。しかし、その辺りの説明が足りないと思っていて、消費者も確かに勉強していかなければいけない部分はあるのですけれども、根本のところの説明が、まだ十分でないというようなことも是非この場で話し合っていただければと思います。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。消費者に対するコミュニケーションの部分は、いろいろな意味で非常に重要なと思います。是非そういうことを議論する機会を設けたいと思います。

片山委員、お願ひします。

○片山委員 ありがとうございます。次回以降、どういうことを議論するかというテーマなので、その時でも良いのですが、最初のまさに1ページ目の容器包装リサイクル制度の概要のところです。特に我々はフランチャイズなので、販売時に使用する容器包装については、加盟店が再商品化の費用を負担するということもあるのですが、非常に法律が難しくて、理解していただくのが大変です。リサイクルは進めなければいけないという意識を持って取り組んでいますが、仕組みが複雑過ぎて、うまく説明できないというところがあります。是非、見直しの中では、誰が見てもわかるようなシンプルな仕組みになるよう提案したいと思います。多分、一般の方が見たら、この法律の仕組みはわからないと思います。どういうルートでお金が回ってリサイクルになっているのか、市町村へはどのようなお金が流れているのか、非常に理解し難いと思います。できるだけ、わかりやすい仕組みになるよう、次回以降のテーマとして、よろしくお願ひいたします。

○石川座長 ありがとうございます。これもコミュニケーションの課題ですね。

鬼沢委員、お願ひします。

○鬼沢委員 先ほどの大石さんのご意見に重なりますけれども、9ページのところに現在の状況があるのですが、日本国内でプラスチックのリサイクルを今後どういうふうにしていくかという議論がされないで、現状、今どうなっていて、何が課題かという議論ばかりされている気がするんですね。日本全体でのプラスチックのリサイクル、あるいはそれに伴うものを全体でどうしていくのかという議論が本当はあったほうがいいんじゃないかと思うのですが、それが今見直しの委員会の中でもそういう時間もないですし、それをここでするにはちょっと壮大過ぎる気はするのですが、でも一度共通にしておかないと、話している内容がみんなそれぞれ違うような気がして仕方がないんですけれども、意見です。

○石川座長 どうもありがとうございます。それでは、次回フリーディスカッションがありますから、フリーディスカッションの際に日本全体でプラスチックのリサイクルをどう考えるかとか、それからその前に百瀬委員からありました低炭素社会への移行というのと容り法をどうするのかというふうな、同じレベルでそろえないといけない、整理はしなきやいけないことだと思いますので、次回議論させていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。それでは、そろそろ予定の時間ですので、梶井委員から配付されている資料の説明をお願いしたいと思います。

○梶井委員 本日は食品産業センターに発表のお時間をいただきまして誠にありがとうございます。座ったままお話しさせていただきます。

先ほど自己紹介させていただきましたが、食品産業センターの環境委員会の梶井でございます。よろしくお願ひします。

食品産業センター、先ほど申し上げませんでしたが、アルコール飲料を除く食品製造業の団体と、ご理解いただければ、清涼飲料水は入っておりますということでございます。常設の環境委員会でこの3年ほど我々なりに勉強させていただきました。そんな中で表紙にありますように、1ページ目にありますように食品製造業の容器包装リサイクル法の検証に当たって目指すところというか、今まで3年間検討した考え方を今日は少しお伝えできればと思ってやらせてもらいました。

2ページ目をお願いします。

本日ここでお伝えしたいことは、2ページ目に書いてありますけども、大きく分けて3つのことになります。

1つ目は、容リ法の絡みを含めて、食品製造業というのはどんな位置づけなんだというあたりをご説明させていただきまして、2番目が本題になるかと思いますけども、食品製造業が容リ法の中で現在から未来に向かって果たしていきたいこと、こんなことをちょっと整理してみました。

これはまた3つに分かれまして、1つ目は、環境配慮設計というのを進めることだろうと、2つ目は、各主体の参画意欲向上なんて書いてありますが、なかなかいい表現がなくて困つておるのでですが、簡単に言いますと、この制度に前向きに向かい合つて、皆さんより良くしていく、そんなことをやるようなモチベーションアップというんですか、そんなための取り組みをやっていくことが大事だらうと。3つ目は、みんなにとって、より良い形になる。そのためにこんな方法はどれないかといったことを積極的に提案していく、こういう改善提案というようなことをやっていくことが果たしていきたいことだというふうに考えております。

ですから、平たく言いますと、環境配慮をして、連携によるモチベーションアップを図つて、そして改善提案していくと、こういうのが私ども食品製造業が果たしていきたいと、こう考えているところでございます。これは後ほど中身についてはご説明申し上げます。

そして、最後3つ目は、その先、果たしていってというか、私たちだけではもちろんありませんが、その先の目指す姿というのはこういうふうに考えておりますと。ですから、是非ともせつかくこうやって皆さん同じテーマで集まつていただいているわけですから、一緒に知恵を出し合つて、より良い方向に改善していきませんかというか、向き合つていきませんかという提案と申しますか、お誘いというか、そんな内容になっております。

次のページ、3ページ目をお願いします。

最初に申し上げましたように、「食品製造業とは」ということで、特徴ということで少し紹介させていただきます。意外に容器包装リサイクル法には、食品製造業というのは密接な関係があるというか、一番かどうかはわかりませんが、深い関係があるなというふうに思っています。

1つ目は、いろいろな商品に容器包装があるんでしょうけども、食品というのは全くの消費材でございますので、日々家庭から排出されるという意味では、一般の消費者の方々が排出する時に日々意識されるとか、そういうところにかかわってくるのかなと、そういう意味で密接かなと。

もう一つは、先ほど農水さんからの話にもありましたけども、先ほど申し上げました食品製造業のかかわりの割合は大体半分ぐらいだと、こういうふうにも言われておりますと、そうしますとこういった場で私ども食品産業からお話をさせていただくことも意義があるのかなというふうに考えております。

それから、2つ目は、ちょっと容リ法を離れますと、食品製造業ですから、軽工業です。でも、先ほど申し上げたように、非常に裾野の広い業界でございまして、私どもはこの数字を見て意外に規模が大きいなと、こう感じた次第です、皆さんはどう思われるかわかりませんが。

もう一つは、地域密着型というか、そんな状況でもございますので、地方経済ですとか、地方の雇用だとか、この辺にも少なからず貢献しているんじゃないかなというふうに自負している次第でございます。

3つ目は、そうはいっても、99%以上が中小零細企業さんでございますので、非常に経営基盤が脆弱だというところがございます。それと同時にこの数年、資源高というんですか、原料高、そしてエネルギー高、そしてまたそれに追い打ちをかけけるように今年から円安と。円安が一般的に良いか悪いかは別にしまして、円安というのは、我々にとっては非常に原料、エネルギーコストが上がりますので、非常に苦しい状況になっていることもご理解いただければというふうに考えます。

自己紹介はそれぐらいにいたしまして、次のページ、4ページ目でございます。

食品製造業が果たしてゆくことに移らせていただきますが、その最初、まずは環境配慮設計の推進だというふうに申し上げました。私どもは環境配慮設計、先ほどから議論になっておりますけども、環境配慮設計には大きく分けて2つに分類されるというふうに考えております。

一つは、容器包装そのものを減らすとか、リデュースするとか、そういう意味での環境配慮でございます。もう一つは、容器包装の性質をうまく使って、トータルの環境配慮設計を進めるということ。どちらも大事ですが、やはりトータルの環境配慮というほうが、より重要なというふうに考えている次第でございます。

まためくっていただきまして、5ページ目でございます。

まずは、容器そのものの環境配慮の中で3Rのリデュースでございますが、これはこの数年でかなり深化させてきたんじゃないかなというふうに考えております。左上の事例は、これはご説明する必要もないかと思いますが、手でさわってもわかるような究極までのリデュースというのをペット容器で実現しておりますし、それから詳細は省きますが、右下の納豆容器ですね、たれをゼリー状に固めて、容器に直充填すると、こういうのは減らすではなくて、無くすと、袋を無くすというところまで踏み込んだ、ボリュームはともかく、すごく考え方としては深化したんじゃないかなというふうに考えている次第でございます。

めくっていただきまして、6ページ目は、その結果としてどうだったかということですが、残念ながら食品産業、食品製造業だけの数値データはございませんので、3R推進団体連絡会さんのデータを引用させていただきましたが、連絡会さんでは、各団体さんでは15年度に目標に対して、11年度の実績で着実に実績を上げられております。このあたりの中に我々食品製造業も少なからず貢献しているというふうに先ほどの事例からも自負しているところでございます。

次、7ページ目をお願いいたします。

3Rの2番目のリユースの取り組みでございますが、リユースにつきましては、加工食品のリユースというのは非常に品質上ハードルが高いものがあるというふうに考えています。じゃあ私どもはそのリユースを忘れてしまったのかと、そうではございません。可能であろうと思われる飲料を中心によれるところから一歩一歩進めているような状況でございます。

次、8ページをお願いいたします。

3Rの3番目のリサイクルでの取り組みでございますが、これも間違いなく深化させてきたというふうに考えています。左側の事例は、リサイクルしやすいようにということで、外装を剥がすだとか、中栓を取りやすくだとか、そんなことは挙げたら切りがないくらいやらせていただいていますが、やはり代表例はペットボトルでのボトルからボトルという技術を確立した、この辺が一番大きな深化かなというふうに考えます。

次は9ページでございます。

次の2番目の環境配慮設計としては、容器包装を使ったという形でのトータルの環境配慮設計に移りますが、まずその前に先ほどからもお話が出ていましたように、食品の容器包装の使命といいますか、役割といつか、その辺をしっかりと押さえて、こういうのは取り組まなければいけないということで、もう一度これを整理すると、やはり何といつても、人の口に入るですから、安全・安心、これだけはまず譲れないと。それ以外にも注意喚起だとか、いろいろ譲れない点はありますけども、こういったことを踏まえた上で、次のページ、10ページをお願いしますが、私どもはトータル環境配慮設計の概念図というのをつくってみました。

容器包装自体の3Rを進める、これ自体も非常に重要なことなんですが、社会構造が変化していく、それに応じた形で食品も提供させていただくようなことが起こってくる。その下には必ず安全・安心の担保があると、こんな土台の上にいろいろな手法を使って、トータルな環境配慮設計に持っていくんだと、こういうことが我々の考える容器包装に絡む環境配慮設計ではないかなというのを図に表してみました。

これをちょっと頭に入れていただいた上で、次の11ページから事例をちょっと紹介します。

こちらのほうの事例も挙げればきっと切りがないんだろうなというふうに思いますですが、農水省さんの食品ロス統計なんかでは、これは料理ですけども、何で残したかのかという中に、量が多かつたと、こういうのが一番、圧倒的に多いんですね、これが。私どもも昔は大家族でしたと。食品工業というか、工業生産は大体そうだと思いますけども、大量に大きな容器にどんどん放り込んで、売れれば、それが一番良いわけです。しかし、社会の構造に合った形で提供するということをずっとやってくることが必要だなというふうに考えてやってきたわけでございまして、それによって、食べ残しが少ないとか、せっかく私らが、私どもだけじゃないんですけども、つくったものが捨てられるようなことがないようにということ、適正量供給にも心がけている次第でございます。

次のページの12ページは参考資料でございますが、日本の食品ロスは500万トンから800万トンというふうに言われております。この800万トンというのは、日本の1年の米の生産量に匹敵するんだというふうにも言われておりますので、私どもとしては、何とかここでもしっかりと貢献していきたいなというふうに考えているところでございます。

次、13ページ、お願ひします。

もう一つ、トータル環境配慮設計では、これは昔からやってきたことで、また先ほどの議論にも重なりますが、これも社会の構造の変化にあわせて、いろいろな変遷を、容器も変えてきました。それが結局は輸送効率の向上、1.5倍にしたとか、これはサラダ油の事例でございますが、それが結局は二酸化炭素の発生の抑制につながっているんだと、こんなことにもつながるのかなというふうに考えております。

14ページ、お願ひします。

環境配慮から離れまして、各主体の参画意欲向上への取り組みということで、まずコミュニケーションが大切だなということで、私どもは消費者の方々を中心にいろいろなツールを使って、コミュニケーションを推進してきました。これも先ほど議論に出ているところでございますが、それで次のページをお願いします。

環境ラベルでは、こういった情報を消費者の方々にお伝えしていますというのと、それから16ページは、こんな内容のことをお伝えしておりますよという事例を紹介させていただいております。

17ページになりますが、この3年間、私ども容り法の検証に当たっていろいろ議論してまいりました。そんな中でいろいろな関係者の方々と20数回対話をさせていただいたのですが、やはりいろいろな関係者の方々と対話をすると、それで初めて気がつくんだとか、そういった点がありまして、非常に勉強になりました。やっぱりこういったことは非常に大事だなというふうに感じておりまして、矢印のような方向に今後は、是非とも今後のこういう参画意欲向上の取り組みみたいなものについては、対話だとかを広げていきたいというふうに考えている次第でございます。

次、18ページをお願いします。

18ページは、もう一つ、先ほどは対話の方向を広げるというか、幅を広げるというお話をしたが、これは先ほども農水さんの発表にもありました、石川先生のところでやっておられる例えれば減装

（へらそう）商品の取り組みですとか、そういう形に参画して、対話を深めるというんですかね、広めるほうから、こういう形も是非進めていきたいなというふうに今後は考えております。

次のページでございますが、今までコミュニケーションだとか、対話だとか、広げるとか、こういう話をしましたが、まだまだ取り組みについては私ども十分だというふうに思っておりません。例えば今まで左側にございますように、自治体の方が市民の方々といろいろやられるとか、それから私どもも先ほどのコミュニケーションツールを使ってコミュニケーションをするとか、そういうことをやってきたのですが、もっと一步踏み込んで、この辺が足らなかつたんじやないかなと反省しておりますけども、私どもの事業者が自治体の方々と一般消費者の方々と一緒にになって向かい合って、例えばいろいろな形で啓発するだとか、そんなことをもっともっとできないだろうか、こんなことを広げていくことが大事じゃないかなというふうに考えております。

次のページは、果たしていくことの3番目になりますが、私どもは社会の変化、高齢者の増加だとか、いろいろ変化が確実にあります。それと同時にこの制度には4つほど挙げておりますが、現行制度に課題があることも間違いなく事実だというふうに考えております。こういった課題に正面から向かい合って、改善提案を考えていく、同様に挙げていくと、こんなことをやっていきたいなというのが最後のこととございます。

まとめますと、環境配慮設計を大きく2つに分けましたけど、この2つを実行していくぞと。それから、2つ目は、みんなが前向きになってモチベーションを上げて取り組むぞみたいなことになるようなコミュニケーションを深めるぞと、3つ目は、課題に向き合って提案していくぞと、こんなことを果たしていきたいと考えております。

最後の目指すところでございますが、21ページでございます。

W in-W inという表現が良いかどうかわかりませんが、各主体がやりやすいとか、モチベーションが上がっている、そんな状態かと思いますが、例えば消費者の方は分別排出される際に、ますます高齢化が進む中でわかりやすいとか、負担が少ないとか、こんなことが大事でしょうし、それを集めていかれる自治体の方は、分別収集だとか、選別の負担が小さいことが絶対に望まれていることだと思いますし、例えばプラスチックの例でしたら、それをリサイクルされるリサイクル業者の方が、より製品の高度化、付加価値を付けていくことが望まれていることでしょうし、リサイクル製品の高度化というのは、多分分別排出される消費者の方々の願いでもあるんじゃないかなというふうに思っております。そういうことを通じて、最終的には環境負荷を減らし、社会的コストを減らしていく、こんな世界をつくっていきたいなと、こんなふうに考えております。

最後のページ、22ページですが、これはまだまだ一例というか、こんなことができないかなとして投げかけさせていただいたんですけども、21ページのような皆さんのがやりやすい方法になるために、みんなで知恵を出したら何とかなるんじやないかと。切り口の一つとして、こんな方法もないでしようかと、こんなことを今日は提案させていただいて、発表させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○石川座長 どうもありがとうございました。大変わかりやすい資料で、明快にプレゼンテーションしていただいたと思います。特にメーカーの産業団体として、大変建設的にこの問題に取り組むんだというふうなことを表明していただいたのが大変心強いというふうに思います。今後のこの懇談会での議論が私自身大変楽しみになってきました。

それでは、今のプレゼンに対して何かご質問とか、ご疑問の点がございましたら、いただきましたと思います。

榎本委員、どうぞ。

○榎本委員 すみません、今、梶井委員のプレゼンの中で排出のことについて、ごみの収集について提案なされて、当然私ども自治体にとっては、この中で唯一私どもと川崎市さんが回収のほうを回っているということで、その辺についてちょっとご意見をさせていただきたいと思います。

私ども1日大体市民の方から、私どもの市は15万人ぐらいの人口がいるのですが、100から150件ぐらいの問い合わせとか、中には苦情がございます。その中で最も多いのが、容器包装プラスチックが、私ども容器包装プラスチックと不燃ごみというふうな分けがあるのですが、どちらに入れて出していいかわからないという問い合わせが、もう制度発足5年たっているのですが、いまだに一番多い状況になっています。さらに当然食品の中で食品残渣の問題がありますので、そちらについての処理に対しても非常に困っている。その2点が一番大きいという形になっています。

ですから、排出されている市民の方々の協力がなければ、幾らリサイクルをやってくださいというふうに言っても、何を言っているんだというふうな話になってしまいますので、我々いつも150件の問い合わせをいかに丁寧に答えていくかということが非常に議論になっております。ですから、今回の改正に当たって、その辺が非常に簡単に分別できるような方法も議論の中に加えていただければ、私ども自治体にとっても非常にありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○石川座長 ありがとうございました。ここからもまたコミュニケーションの問題が提起されたわけで、恐らく今後の議論の一つの焦点になるのかなというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか、疑問の点とか。

鬼沢委員。

○鬼沢委員 一番最後のページにありますリサイクル手法に適した分別収集方法を検討できないかとありますが、具体的にはどういうことをおっしゃっているのでしょうか。

○梶井委員 これだという決定打があるわけではございません。ただ、いろいろな説があって、私ども勉強してまいりました。そんな中でどれも課題があって、簡単に一つじゃないかなどとことなので、皆さんに知恵を出し合っていただいて、我々も出すから一緒になって解決を、その一個一個をひっくり返したら、解決になるんじゃないかと、そんなこともあります。そんな中で一例を挙げるとしましたら、材料リサイクルに向く単一素材のプラスチックだけを集めたらどのぐらいあるんだろうかとか、そんなことも考えるのも一つかもしれません。でも、ほかにも課題があるのかもしれませんというふうに考えています。そんなぐらいでよろしゅうございますか。

○石川座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

織委員、どうぞ。

○織委員 食品はいろいろな多種多様な素材からもできておりますし、多種多様な中小企業の方もいらっしゃると思うんですけど、問題は、多分、過剰包装をいかに本当に機能に合った必要な包装の中に収めるかというところの、その仕分けがすごく難しいと思うんですね。なかなか一般消費者としたら、これは必要な機能で、ここは過剰包装だというのはわからないところだと思うんです。ましてや今度は中小企業の方が展開していくとき、大手の企業さん、さっきの例みたいな森永さんですとか、いろいろあるところは多分コスト削減にもなるので、そういうことはやってもらえる。

だけど、中小企業は、過剰包装なのかもしれないけども、その減り方がわからないとか、あるいは消費者にそっぽ向かれるんじゃないかと思って、その辺を業界団体として中小企業に対してマニ

ュアルじゃないんですけど、何かガイドラインとか、そういう形で拾っていくアプローチですか、あるいは一般的にいってこういうのは過剰包装だと、何かそういう線引きがないと、なかなか結局は大手の方の自主的な努力によらざるを得ないんじゃないかなというのが率直ここ10年ぐらいの経緯を見て思うところなんですね。そのところについて、業界としての取り組みというか、アプローチ、中小企業を拾うためのある程度統一的な基準みたいなものをつくっていかれる気があるのかどうかというところが1点です。

それから、もう一つは、今おっしゃっていた方向性は全体的に物すごくいいと思うんです。問題は、容器包装リサイクル法の中で今のシステムを維持したまま、課題となっているところは一体どこがあつて、ここはネックになっているんだ、容リ法の今の現行の中ではネックになっているんだというところと、容リ法を超えた目的ですとか、さっきプラスチック全般含めたところの話、そこら辺を一度分けて論点をお示しいただければなと思います。それは今回でなくても、また次回の時にでもお願ひしたいと思います。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

それでは、最初の点に関して何かお答えはありますか。

○梶井委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、なかなか最初にも申し上げましたが、非常に裾野の広い業界団体でございまして、業者数も企業数でいいたらどれくらいか、ちょっと私も存じ上げませんけども、非常に莫大な数になるんじゃないかなと。業種もすごく多くて、やっていることがバラバラだという意味では、非常にそういった点が難しいのかなというふうに思っていますが、私どもが所属する食品産業センターの中でも、この議論が実は少しありました。そんな中で我々は事例として発信するということ、それプラス恐らく過剰包装をなくせば、コストは下がりますので、そのメリットもつけてお伝えしていくようなこともやっていくべきじゃないかなということは議論の中には入っていますが、それを一体いつどうやってというまでは、そこまでいってないのが実情でございます。

○石川座長 ありがとうございました。

それでは、大平委員。

○大平委員 先ほどあるべき分別収集が論点だったと思うんですけども、どういう仕組みがいいのかということを議論する前に、是非皆さんで前提となる事実、それを確認したら良いと思います。

というのは、材料リサイクルのことなんです。先日の規制改革会議ではプラtoプラが、水平リサイクルが一番良いんだということを政治家の方が声を大にしておっしゃいました。しかし、私、最近プラスチック容器包装推進協議会で学んだことがあるのですが、プラは水平リサイクルができないということです。技術屋さんによれば、合成高分子であるプラは、中身製品の吸着、熱などによる分子量や物性の低下が避けられない。それからポリプロとか、ポリエチとか、いろいろなプラの種類が混じってしまう。これをどう分けても8割、良くて9割ぐらいの純度しか得られない。従って、材料リサイクルで得られた再生資源というのは、との性能には決して戻らない。すなわちプラスチックというのはプラtoプラのリサイクルはできないんだということです

○石川座長 ちょっと時間がないので、個別の論点のご意見はまとめていただけますか。

○大平委員 このベースを間違えると、分別収集、その他のあるべき仕組みの議論が全部おかしな方向に行くので、ボタンをかけ違えたみたいに。この出発点のところをきっちと固めていただきたいということをお願いです。

○石川座長 わかりました。プラスチックの再商品化手法の評価の問題ですね。

百瀬さん、すみません、ちょっと時間を押しているので、短くお願ひします。

○百瀬委員 2つあります。一つは、17ページにありましたステークホルダーがいっぱい書いてあるのですが、この中に小売業は全然書いてありません。小売業はメーカーから商品を仕入れて、それを消費者に販売するという役目です。小売業は消費者からのご意見もいただけますし、メーカーとの打ち合わせもできるので、是非入れていただきたいという提案です。

もう一つは、識別マークについて全然言及されていなかったのですが、分別する時にわかりにくいことがあります。私もこれは何かなど疑問に思う時は、「紙パックと書いてあるから紙パック」と判断しています。識別マークの大きさですとか、見分け方ですとかがわかり難く、先ほどもありがとうございましたが、高齢化が進むとさらにわかりやすくする必要があります。ですから、どう分別したらいののかということと、どう見分けるのかということについても見直しをしていくべきだと思います。食品は特に容器包装がさまざま、多くの消費者が使用後のものをどうするのかなということを考えてしまいます。環境ラベルのところでは、使い方のところがありましたが、分別のためのマークというのも是非ご検討いただければと思います。

○石川座長 どうもありがとうございます。

○梶井委員 すみません、17ページは、実をいいますと、消費者の方々の下に特定事業者と書いてありますて、これがもともと表になかったんですよ。これは私たち事業者がここに登場していないのはおかしいねという議論になって、付け加えさせていただいた中に、メーカーだけでなく、スーパーさんも入っているつもりでございましたというふうにご理解いただければと思います。

○石川座長 気持ちとしては入っていたということで、表現の問題だろうと思います。どうもありがとうございます。

ちょっと予定した時刻に来てしまいました。座長不手際で大変申しわけございません。是非ここで一言というご意見がございましたらいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日はお忙しいところ大変有意義なご意見をたくさんいただきました。実は事務局としては、恐らく次回予定していたであろうという議論も、多分、今日の時間の半分ぐらいを使ったんじゃないかなと思います。それも含めまして、長野室長から何か連絡事項がございましたらお願ひします。

○長野室長 どうも委員、またオブザーバーの皆様方、ありがとうございました。今後もよろしくお願ひいたします。

次回の懇談会、先ほども申し上げましたとおり、年の瀬押し迫って大変申しわけないんですけれども、12月26日の木曜日、午前中10時から12時ということで、同じここの会議室を予約しておりますので、この場所で開催いたしたいと思います。

また、先生方、本日の資料は持ち帰っていただきても結構でございますし、お席に置いていただけましたら、次回にはファイルに今回の資料ということで、綴ってご準備したいと思います。

以上です。

本日はご多忙のところ長時間にわたりご討議いただきまして誠にありがとうございました。

午後5時00分 閉会